

情事

村井靜馬編輯

明治太平記

十七編

上

特 32

562

東

大日本教育會古籍館

四	二		四
八	七	三	五
冊	號	架	函

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

村井靜馬編輯

鮮齋永濯畫

官許

明治太平記

全

東京書林

延壽堂發兌

函

送

送

沖津

送

送

た

送

人

村井静馬編輯

新齋永濯書

官許 明治太平記

全

東京書林 延壽堂書院

明治の
沖津高浪
なま
人

明治の



甲
乙
丙
丁
戊
己
庚
辛
壬
癸



賊將別府晋介

卷之弐

西郷隆盛高山より私學校

一會より始り征討府

大坂より置く終る

薩賊征討は令と四方より

下より始り總督官京都

を發する終る

卷之貳

明治太平記十七編卷之一

東京 村井靜馬著

當下西郷隆盛の高山より至りて大山綱良より私

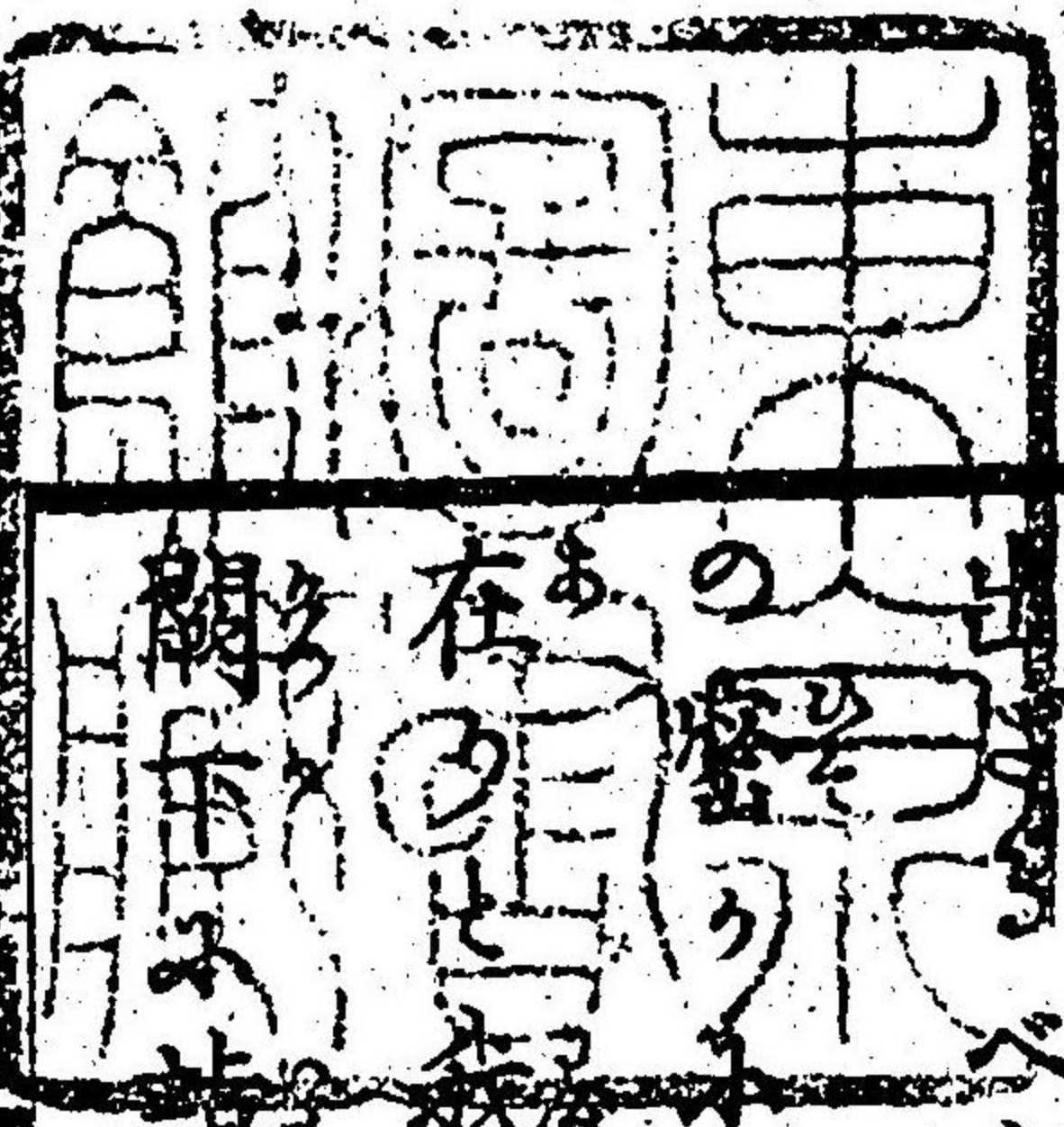
學校に會して曰く我若し此所在らば事此小

出づるべし聞て中原等が謀る所も大久保川路

の密に命じて我等と暗殺せしめんとす小

在りて我意已み決せり是より奮兵隊を率めて

關下を請り以て二人を詰問する所なりんとす



沿道の府縣に豫め之を報つる其期及び
 騷擾せしむるべしと網良諾して口供を受け
 十四日專使と發して沿道の府縣鎮臺へ派遣す
 高知和歌山二縣の如き其沿道ありと雖
 も亦專使を遣はして通知せしむ其文曰く
 今般當縣官吏に專使申付け御通知の事左
 申し進下候近日當縣より奮警視廳へ奉職の
 警部中原尚雄其外別紙人名の者共帰省し託

し歸縣候処彼是竊に國憲を犯さんとする奸
 謀發覺したるに付即ち御規則に基き其筋へ
 申付け該人捕縛の上鞫問及び候処不図に
 該犯の口供別紙の通り有之候就て右事
 件陸軍大將西郷隆盛陸軍少將桐野利秋陸軍
 少將篠原國幹等が耳聞ふを相觸れたるに右
 三名より今般政府へ尋問の筋有之當地發足
 致し候間御含の爲として此段届出候尤舊

沿道の府縣に豫けり之を報つる其期及び
騷擾せしむるべしと網良諾して口供を受け
十四日專使と發して沿道の府縣鎮臺へ派遣
高知和歌山二縣の如き其沿道ありと雖
も亦專使を遣はして通知せしむ其文曰く
今般當縣官吏に專使申付け御通知の事左
申し進上候近日當縣より奮警視廳へ奉職の
警部中原尚雄其外別紙人名の者共歸省し託

し歸縣候處彼是竊に國憲を犯さんとまはる奸
謀發覺したるに付即ち御規則に基き其筋へ
申付け該人捕縛の上鞠問及び候處不問も
該犯の口供別紙の通り有之候就て右事
件陸軍大將西郷隆盛陸軍少將桐野利秋陸軍
少將篠原國幹等が耳聞ふを相觸れたる右
三名より今般政府へ尋問の筋有之當地發足
致し候間御含の爲として此段届出候尤舊無

隊隨行數多出立候間人民動搖致ざる様一層
御保護御依頼候事書面を以て届出候し付縣
廳ふ於て書面の趣聞届朝廷へ御届申置候間
為御心得御通知ふ及び候也

明治十年二月

縣令大山綱良

二月七日海軍大輔河村純義内務少輔林友幸の二
人と鹿兒島ふ遣りて暴拳の事由と詰問せし
む二人航し高尾丸ふ入りし暴徒又かとりて

船と奪はんときり強聞き急み錨を挙げり備後
の尾の道ふ泊し急し歸りて状と具上を始り河
村海軍大輔の今月九日鹿兒島ふ入りや直ちふ
士官とて上陸せしめり景状と察さるるし賊
忽ち之と拘留せり縣令大山綱良四等警部野村
忍助とて高尾丸よりらりて今般未航せ
し何の趣旨あるやと問ひしむるふ河村の曰
く宜しく縣令と同伴して再び来るべしと野村

久歸りておとと縣令に告ぐ大山野村と共に高尾
丸に至る河村詰る弾薬の掠奪並びに帰省の
警視官捕縛の事と以て大山谷ふる小實と以
てせむ河村又西郷は面會せんといはれひ大山を
導き来らんといはれ望む大山諾し小舟に
乗りて將小舟に近せんとせし私学校黨
數百人刀を抜き銃と荷ひ舟を掉出し高尾丸
に逼るの勢ひゆるげ見ると大に驚き急よ野村と

一之を止め止せしめ上陸し私学校に至る小
西郷と始め桐野篠原皆在り因り河村の言を以
て具に告ぐ西郷の曰く行くととも何の妨げ有
らんと已に立ち行んとするは篠原傍より止め
て曰く先生行くべし宜しく他人と船を遣り
て彼が言ふ所逐一聞けしむと西郷小兵
衛の曰く公行んとするは小生衆と率て隨行
まじし然る時を變りしと能く保護せしむと



西郷高尾九
み至らんと
公こう岸し小せう至しる
み船ふね已ま不ふ
出帆しゅつぱん也



議遂に決しなれを西郷の前後と擁し海路に絶
至と船己に錨を投ぎ出づと蓋し大山が
開諭せし後再び暴徒の追ふに因るなり此時賊
魁逸見十郎太乗る所の船覆るふ皆に浮泗し
遁る此日より暴徒二百餘人暴み四疆を守りて
他縣の人の国内に入る事と許さば斯くて高尾
丸を備後の尾の道に泊し電報を以て軍艦を發
遣しと鹿兒島灣を封じ且つ汽船を以て兵を送

る暴徒未だ師を出さず及ばずしと海路既に絶
河村林二氏を直ち小京に入りと暴状を奏問を
河村氏に元薩の藩士より嘗て奇兵を用ふる
小長を因る人皆云ふ篠原の正兵桐野の遊兵
河村の奇兵と稱しと三傑と號を薩人常におの
三傑を尊戴を既しと篠原桐野の二人を賊魁
たり薩人おのりらく河村氏一旦事と俱しを海
軍の全權を即ち我が有りと自ら信しと強

誘ひた勧めと賊師ふ加へん事を欲せ河村氏へ
 断然として大義を守りて肯んぜむとて曰く
 汝が輩若し水軍と以て上京をとも海路の往復
 我敢て許さざると薩人失望をありまとも只陸
 軍將校は桐野以下の驍將をば相恃とて遂に
 事と拳るふ至る是より先き電報の東京に達す
 るや始めと東京日々新聞二月七日の紙上掲
 げ出せしより世人をとりめと此事なりと

知ると雖ども諸説紛紜とて信據をる所と知
 らむ幾をくもなく少警視綿貫吉直を巡查六百
 人と率わく金川丸に乗る陸軍大佐野津道貫の
 尉官と随へく玄龍丸に乗る共十日を以て
 横濱を發せ綿貫少警視の直ち小長崎に赴きて
 尋で熊本に入る十二日小長崎陸軍中佐滋野清彦
 同少佐川上探六東京を發し十三日小長崎内務卿
 大久保利通陸軍少輔大山巖同中将鳥尾小弥太

諷官柳原前光等玄武丸に乗て西京に赴む。此日より電信の私報と止め又銃砲弾薬と私賣運輸を厳禁せしめ各縣令及び大少書記官の東京に在るものをしるす任所を就ししめ太政官代の宿直を増員しこの他の省局亦嚴戒を此日廣島鎮台の兵營を發し熊本に赴しむ十四日西京の行在所と戒嚴を是に至りし熊本以西を郵便通ぜむ同地方の士族輩一般に騷擾囂合し

或は脱走を日向國佐土原の士族に既し薩人に應じて彈藥銃器と私学生徒を送付を因り鎮靖ししるす旧知事島津忠亮父子を帰縣し尋て熊本旧知事細川護茂の子護久も亦縣地を赴き諷官山口尚芳同楠田英世を佐賀に至る共し東京九州に乗る者一萬五千人あり相野利秋等衆を向ひて揚言して曰く政府故るく我が西郷大將を

明治二十二年七月

二

私シ学ガク校ク生シ
徒ト鹿ク兒ニ島シマ
城シロ下カ小コ會カイ
出デまス 一ヒト兵ヘイと



刺殺さんとは暴政問ひざるべからむと大山縣令
を以て隣縣に專使と派出し兵と率わく東上を
するの旨と告げしめたり是に於て別と旧知事
父子に述べて兵を發せし條原國幹第一軍に將たり
西郷隆盛村田慎八第二軍に將たり池上四郎第三
三軍に將たり桐野利秋第四軍に將たり永山某
第五軍に將たり島津某後備たり兵と分つる肥
後に向ふ西郷以下は日陸軍官服を用ふ軍容

甚だ壯んあり令を布くと三條曰く官負を虐ぐ
ると勿と人民と害まると勿と官宅を焼くあ
勿と十七日熊本鎮台哨兵線と張り哨兵と配
布せし又伏見分營の鎮台兵を以て西京の警衛と
らしむ此日先鋒已に熊本縣下肥後國水の朕に
次を是より先き縣令大山綱良が發遣せし專使
十二人熊本縣廳に至り告知書を出して曰く西
郷大將政府に記問せんとする所ありと以て不

日縣下と過んとはと縣官拒んで許さば專使又
 曰く西郷の大將たる兵を率ふるふ於て何うの
 らん然りと雖ども其の縣官あり歸りてあるは
 西郷ふ告げ以て進止を取らんと專使又鎮台ふ
 至る鎮台司令長官陸軍少將谷干城その書と卻
 け叱りて曰く西郷大將の任と帶ぶと雖ども身
 散官たり然るふ大兵と事無きふ起し之と率め
 て闕下へ詣らんとは干城不肖ありとり人ども

本台ふ司令長官と一職匪徒を鎮壓するふら
 び隻兵と一台下を過ぎしむんうとと專使
 かどろき恐と去る干城の土佐國高知の人な
 り幼きより家庭ふ遊び後ち江戸ふ来りて安井
 息軒の門ふ入る息軒其衆生徒ふ卓絶たるを見
 て殊よ之と愛し視ると猶子の如く是後ち藩
 ふ版して小監察ふ奉らば藩主の命と受け諸
 州と歴遊し各藩の動静と審うふし之と執政

州と歴遊し各藩の動静と審うふし之と執政

ふ報む櫻田の変ありし明年容堂公に従つて江
戸に在り彦根の藩士水戸に報む所ありと聞
き命を受けし彦根に赴き其國老に説きて事遂
ふ止む事と得たり戊辰の役藩の大監察に命ぜ
られし東山道と徇へ近藤勇を甲州勝沼驛に走
らし進んで野州壬生安塚等に戦ふ高知藩兵の
會津に入る其咽喉とまると壯成を破りし先づ城
下に入りし其力實に多き小居とありと戡定の

後ち幾くも召されし陸軍少將に拜し桐野
利秋に代りし熊本鎮台の司令長官とある明治
七年佐賀の乱起る時熊本鎮台の見兵二聯隊
あり而して佐賀に赴き援ふその僅りし一大隊
の或人其持重き小過ぎたる旅咎む干城笑つ
て曰く我一人は足を挙げざる爰と動つて熊本の
士族忽ち起りし城を奪はん然らば則ち九州の
政府の有る非ざるありとありて西郷の叛

谷少將
熊本城
小薩の
専使と
叱るを



まるみ及びびく谷氏も其城は嬰守せんことを識者
 の保証せり征臺の役西郷中將を捕けて臺湾に
 航し神風連の変種田少將害小遭ふの後ち復し
 同官の司令長官とある此に至りて断然專使と
 追ひ以て防禦の令を下し西郷復し密使を遣は
 し同官參謀長陸軍大佐樺山資紀を送りて
 資紀誘ふ資紀聴くを出さ使者と謂て曰く西郷
 猥り兵を起し路を此に取る資紀武職と以

て傍視せむ軍規と犯すの罪適とがし誓ひと
 死と以て遮ぎるべしと汝帰るるおは西郷に
 告げよ今汝の首と截りて軍法に處まきあり
 と雖ども吾が言の西郷に達せざるを恐るると
 人をしる之と追ひしむ資紀の鹿兒島の人あり
 本姓橋口氏出づ樺山氏を冒し戊辰の役藩兵に
 長としる白川小戦ひ創を被むる平定の後ち藩
 へ還り加世田郷の士族と管領を衆その深沉果

断^た服^くを後^のち鎮^{ちん}臺^{たい}分^{ぶん}營^{えい}と鹿^{ろく}兒^じ島^{しま}を置^おく^も及^{およ}ん
 で陸^{りく}軍^{ぐん}少^{せう}佐^さを任^たね^んト其^{その}長^{なが}と^もなる臺^{たい}灣^{わん}征^{せい}討^{たう}の議^ぎ起^{おこ}
 ると聞^きき^く直^ちち^し小^{せう}東^{とう}京^{きやう}を歸^{かへ}り欽^{きん}差^さ大^{だい}臣^{しん}副^ふ島^{しま}種^{しゆ}
 臣^{しん}を隨^ずつ^つ支^し那^なへ航^{かう}し福^{ふく}州^{しゅう}廈^あ門^{もん}を經^へて終^はる臺^{たい}
 灣^{わん}を渡^{わた}り深^{ふか}く生^{せい}蕃^{ばん}の地^ちへ入^いりて地^ち理^り人^{にん}情^{じやう}を察^{さつ}
 し^しよ^よは^は政^{せい}府^ふへ報^{ほう}を^を生^{せい}蕃^{ばん}平^{へい}ぐの^の後^のち再^{また}び支^し那^な
 へ赴^{おもむ}き清^{せい}庭^{てい}の條^{じょう}約^{やく}局^{くわう}を結^{むす}ぶ^も至^{いた}り復^{また}も臺^{たい}灣^{わん}へ
 航^{かう}し外^{がい}師^しと收^{しゆ}む^むるの^の事^{こと}を理^りし歸^{かへ}朝^{てう}へ陸^{りく}軍^{ぐん}中^{ちゆう}

佐^さふ拜^を神^{しん}風^{ふう}連^{れん}の^の變^{へん}ふ命^{めい}と奉^{ほう}し即^{すなは}ち日^{にち}馳^せせ^る熊^{くま}
 本^{もと}へ赴^{おもむ}き兵^{へい}後^ごの軍^{ぐん}政^{せい}と措^そ置^ちを^を終^はる駐^{ちゆう}し^る同^{どう}
 臺^{たい}へ参^{さん}謀^{ぼう}長^{ちやう}を^を是^{こゝ}に^に至^{いた}りて干^{かん}城^{じやう}と共^{とも}に謀^{ぼう}り^て
 兵^{へい}食^{じき}と本^{ほん}城^{じやう}へ^へ備^びへ^る守^{まも}備^びと脩^{しゆ}む十九^{じゅう}日^{にち}賊^{ぞく}軍^{ぐん}へ
 三^{さん}太^{たい}郎^{らう}嶺^{りやう}を過^かぐ謀^{ぼう}者^{しや}報^{ほう}し^て曰^{いは}く嶺^{りやう}上^{じやう}一^{いつ}人^{にん}の^の守^{まも}
 兵^{へい}を^を隆^{りゆう}盛^{せい}天^{てん}を仰^{あや}ぎ^て大^{だい}に笑^{わら}つ^て節^{せつ}を擊^うち^て
 曰^{いは}く鎮^{ちん}台^{たい}伎^ぎ倆^{りやう}知^しる^べし吾^{われ}は^は此^{こゝ}に^に險^{けん}を踰^こゆ九州^{きゅうしゅう}風^{ふう}
 と望^{のぞ}んで靡^みり^ん吾^{われ}が^が率^{ひそ}り^る所^{ところ}一^{いつ}万^{まん}五^ご千^{せん}人^{にん}全^{ぜん}局^{くわう}



賊兵三
太郎嶺
と踰也

と了るふ足まり 飢肥佐土原の如き用ふる所
ま一人忽ち馳驅し比令と布く鹿兒島人犬
奮発飲肥佐土原人亦先を争ひて進む全軍踊
躍飛ぶぐと一瞬息の間ふ絶險を踰ゆ此日熊本
鎮台令と出し曰く寇至る明日午時火と放ち
て街市と焼うん市民速うふ避けよと是ふ於て
市街へ鼎の沸が如く騒動言ふ可うと初め鎮
台司令長官陸軍少將谷干城参謀長樺山中佐参

謀見玉少佐等進守と議をその時ふ當りて熊本
の士族動揺し賊に應ぶるの機既に見はるふ
因りて鎮台の患ひる薩賊ふらむと却りて
蕭牆の中より思ひ校卒三千餘人と俱に堅
城と固守し援兵と待つ策に決りたり其清
野の法と行ふその人民一時の難と覆ふ暇な
らざれをあり後ち戦ふとふ街衢燃りて遂に赤
土とあまもり本日

天皇陛下てんこう西京さいけい小駐輦ちゅうべんの議ぎと決けつ一之征討せいとく府と大坂おさか置かくとたり

明治太平記十七編卷之一終

